

総合評価方式に係る入札説明書

下記工事の入札を総合評価方式によって実施します。

入札に参加する意向がありましたら、下記により技術資料等を作成し、提出してください。技術資料等を提出せずに行った入札は、無効とします。

また、技術資料を提出しただけでは、当該入札には参加できません。必ず、「埼玉県電子入札共同システム」により、参加申込手続きを行ってください。

なお、この入札説明書に記載のない事項は、「埼玉県総合評価方式活用ガイドライン（Ver. 20）」（以下「ガイドライン」という。）の記載によります。ただし、入札説明書とガイドラインの記載が異なる場合は、入札説明書の記載を優先します。

記

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 総A除) 025水整第253号 吉見浄水場拡張施設建設工事
- (2) 工 事 場 所 比企郡吉見町大字蚊斗谷地内ほか
- (3) 工 事 業 種 土木工事業

2 総合評価に関する事項

(1) 総合評価方式の型（ガイドラインP7参照）

技術提案型Aタイプ

(2) 採点方式（ガイドラインP9参照）

発注者採点方式

(3) 評価値の算出方法（ガイドラインP51参照）

除算方式

(4) 見なし評価（ガイドラインP54参照）

適用しません。

(5) 1／3失格基準（ガイドラインP54参照）

適用しません。

(6) 評価の方法

ア 入札参加者が提出した技術資料の評価は様式に記入された内容を添付資料及び各種データ等により確認して採点します。

イ 様式には必要事項を必ず記入してください。提出資料（該当する様式及び添付資料）に不備のあった評価項目は、評価対象外となる場合があります。

ウ 各様式の添付資料は、様式に記入した内容に対応する資料のみを添付してください。

エ 配置予定技術者は、候補者を3名まで挙げるができます。この場合、各候補者に対して、該当する「配置予定技術者の技術能力」の評価項目の提出資料を提出してください。評価は、候補者ごとに「配置予定技術者の技術能力」の評価項目に関する合計点を算出し、このうち最も低い者の得点で行います。

オ 技術力がそのまま引き継がれると考えられる企業の単純な名称変更については、変更以前のものから継続的に取り扱うものとします。また、合併した企業の評価は、合併以前のすべての企業の実績を引き継ぐものとして評価します。

カ 分社化した後の企業の施工実績については、埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿登録時に、分社化前の企業から実績の承継が認められているものを評価の対象とします。

キ 令和元年度とは、平成31年4月1日～令和2年3月31日とします。

(7) 不適正な事項に対する措置について（ガイドラインP53参照）

ガイドラインのとおり。

(8) 落札者（落札候補者）の決定方法（ガイドラインP55参照）

ガイドラインのとおり。

(9) 配置予定技術者の配置不可通知（ガイドラインP56参照）

ガイドラインのとおり。

(10) 技術資料の内容の不履行について（ガイドラインP59参照）

ガイドラインのとおり。

(11) 技術資料の虚偽記載について（ガイドラインP59参照）

ガイドラインのとおり。

(12) 不服の申出について（ガイドラインP60参照）

ガイドラインのとおり。

3 技術資料等の提出

(1) 提出者

すべての入札参加者が提出してください。

(2) 提出内容

ア 次の(ア)～(ウ)の電子データを電子メール又はファイル転送サービス(以下「電子メール等」という。)により提出するか、電子データを書き込んだ「電子媒体(CD-R)」を郵送又は信書便により提出してください。(別紙1参照)。

なお、やむを得ない理由で「電子データによる提出」ができない場合は、「紙媒体を郵送又は信書便により提出」した場合も有効として扱います。

(ア) 提出書(押印不要)

(イ) 技術資料

(ウ) (イ)の添付資料がある場合、その添付資料。

イ 「電子媒体」のラベルには、次の事項を記載してください。

- ・「工事名」
- ・「工事場所」
- ・「入札参加者名」
- ・「ウイルスチェックに関する情報(対策ソフト名とバージョン、チェック年月日)」

ウ 「提出書」が提出されない場合、入札は無効として取り扱います。

エ 「提出書」の記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。

オ 「提出書」、「技術資料」等の様式は、県ホームページからダウンロードしてください。
(「9 情報入手」参照)

(3) 提出先

埼玉県水道整備事務所 鴻巣支所 浄水場・送水施設担当

〒365-0028

住 所 鴻巣市鴻巣850

TEL 048-543-0581

メールアドレス k430581@pref.saitama.lg.jp

(4) 提出期限及び提出方法

令和7年12月16日(火) 17時までに電子メール等により提出するか、電子データを書き込んだ「電子媒体(CD-R)」を郵送又は信書便により提出してください。

なお、電子メール等で提出する場合は、それぞれのファイルをZIP形式で1つにまとめてください。ファイル名は、「【提出書等】〇〇建設(××工事).zip」としてください。

また、必ず到着確認を行ってください。(期限内必着)

4 ヒアリング

実施しません。

5 落札者の決定通知

落札者の決定は、「埼玉県電子入札共同システム」にて通知します。

6 評価状況に関する情報提供（ガイドラインP61参照）

ガイドラインのとおり。

7 契約書作成に伴う技術資料の追加提出（紙媒体で提出した場合）

契約書を2部作成するに当たり、技術資料のうち、「様式」及び「履行確認を行う評価項目の添付書類」が必要となります。落札者は決定通知後、発注者の指示により速やかに当該資料を紙媒体で2部追加提出してください。

8 実施上の留意事項

- (1) 技術資料に記載された内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で利用できるものとします。
ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではありません。
なお、発注者は提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとします。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしません。
- (2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された技術資料は、技術評価以外に提出者に無断で使用することはありません。
- (4) 提出された技術資料は、返却いたしません。
- (5) 技術資料提出後に技術資料の追加・修正は、認めません。
- (6) 提出された「電子データ」については、受付担当課所（発注課所）が確認を行い、何らかの原因で読み込み不可能な場合や必要な電子データの一部が不鮮明な場合などは、再提出を求める場合があります（その際の再提出方法は、発注課所の指示に従ってください。）。
再提出を求めた期限までに再提出されない場合は、評価項目の全部又は一部を評価しません。
- (7) 提出する「電子データ」は、提出日直近の最新バージョンで、必ず「ウイルスチェック」を行ってください。
- (8) 提出された「電子媒体」に書き込みの形跡がない場合など、不誠実であるときは失格とする場合があります。
- (9) 「電子データ」の各ファイル名は、「別紙1」を参照してください。
- (10) やむを得ない理由で「電子データ」ではなく「紙媒体」により提出する場合は、A4判としてください。「提出書（押印不要）」を1頁とした「通し番号」を付するとともに、全頁数（頁の例：1/〇〇～〇〇/〇〇）を表示してください。また、袋綴じ・ホッチキス止め等はせずに、ダブルクリップ等で束ねて提出してください。
- (11) 「電子データ」と「紙媒体」による資料の両方が同時に提出された場合には、「電子データ」による提出資料により評価します。各種「電子データ」と「紙媒体」による資料のうち複数種が別々に提出された場合には、先に収受した提出資料により評価します。

9 情報入手

- (1) 提出書類の様式及びガイドライン等は、適宜変更することがありますので、県建設管理課の総合評価方式トップページ「【工事】ガイドライン・様式集等」でガイドラインのバージョンを確認の上、適切な様式を使用してください。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html>)

- (2) 技術資料の作成に当たっては「技術資料作成の手引き」を参照してください。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyouka-shiryou.html>)

- (3) その他の入札・契約事務関係については、総務部入札課のホームページ「入札・契約事務関係例規集（建設工事等）」を参照してください。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0211/kitei.html>)

10 評価基準及び提出資料

次表に挙げる①～③は必ず提出してください。

① 提出書	提出書には日付を記入してください。（押印不要）	
② 社名情報	令和4年4月1日以降において、社名変更、会社の合併、分社の有無を記入してください。有りの場合、必要事項を記入してください。	
	提出資料	1 様式（社名情報）
		2 添付資料 なし
③ 配置予定技術者	当該工事に配置を予定している技術者（3名まで）について記入してください。 この様式に記載のない者は配置予定技術者として扱いません。4名以上記入した場合は失格とします。 なお、JVで参加する場合は、代表構成員の配置予定技術者を記入してください。	
	提出資料	1 様式（配置予定技術者）
		2 添付資料 なし

ア 企業の技術能力

ア（イ）施工実績【 /1.0点】

評価基準・配点	平成22年度～令和6年度に近隣において類似の公共工事の施工実績がある。 【近隣：設定しない】 【類似：1回の契約で上水道、工業用水道又は下水道の水処理施設本体における鉄筋コンクリート打設実績 35,000 m ³ 以上】	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式ア（イ） 注1）代表的な実績を1件提出してください。 注2）評価対象期間内に「契約工期の終期」が属する工事が対象です。 注3）類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が添付資料で確認できない場合は、評価しません。なお、評価基準にある水処理施設本体とは以下のとおりです。 ・上水道：着水井、凝集池、沈でん池、ろ過池、高度浄水処理施設、浄水池等 ・工業用水道：着水井、凝集池、沈でん池、ろ過池等 ・下水道：最初沈でん池、反応タンク、最終沈でん池等 注4）JV（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
	2 添付資料 ① コリンズ竣工登録の写し（契約データ、工事データ、技術データ）。 注1）工事名、工事場所、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分を添付してください。なお、単価契約は施工実績の対象としません。 ② コリンズだけでは求める施工実績が確認できない場合やコリンズ竣工登録が無い場合、工事の請負契約書及び設計図書の写し。 注1）工事名、工事場所、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分（平面図、構造図、数量総括表等）を添付してください。 注2）工事完了が確認できる書類（「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）」等）を併せて提出してください。 ③ ①、②だけでは確認できない場合、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる書類。 注1）工事完成図書等、その他類似工事の評価基準を確認できる工事書類を提出してください。 注2）②の工事の請負契約書に基づく工事であることが確認できる書類を併せて提出してください。 ④ 受注時の社名が現在と違う場合、社名の変更が分かる書類。 ⑤ JVでの実績の場合、代表構成員であることが確認できる書類（特定建設工事共同企業体協定書など）。	

ウ 配置予定技術者の技術能力

ウ（イ）施工経験【 1.0点】

評価基準・配点	平成22年度～令和6年度に類似の公共工事の施工経験がある。 【類似：40億円以上の上水道、工業用水道又は下水道の水処理施設本体の建設に従事】	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式ウ（イ） 注1）代表的な経験を1件提出してください。 注2）評価対象期間内に「契約工期の終期」が属する工事が対象です。 注3）類似の施工経（工種、数量、施工条件、使用材料等）が添付資料で確認できない場合は、評価しません。なお、評価基準にある水処理施設本体とは以下のとおりです。 ・上水道：着水井、凝集池、沈でん池、ろ過池、高度浄水処理施設、浄水池等 ・工業用水道：着水井、凝集池、沈でん池、ろ過池等 ・下水道：最初沈でん池、反応タンク、最終沈でん池等 注4）配置予定技術者が工事完成時点で従事していた実績を記入してください。 注5）JV（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注6）配置予定技術者の技術能力に関する評価は、以下のいずれかの工事を対象とします。 ① 元請の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）として工事完成時に従事していた工事。 ② 現場代理人として全工期（準備期間、後片付け期間又は橋梁りょう等の工場製作等の期間を除く）にわたって従事した工事。 注7）配置予定技術者の技術能力においては、過去に在籍していた会社での実績も評価対象となります。 ただし、施工経験については、関係書類（「工事カルテ」又は「登録内容確認書」等）により、実際に従事していたことが証明できない場合は、評価対象としません。	
	2 添付資料 ① コリンズ竣工登録の写し（契約データ、工事データ、技術者データ、技術データ）。 注1）工事名、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工経験（工種、数量、施工条件、使用材料等）、技術者（主任技術者・監理技術者・現場代理人の区分、名前、従事期間）が確認できる部分を添付してください。 注2）現場代理人として従事した工事で全工期を確認できない場合については、「提出資料 1 様式 ウ（イ）の注6）」を確認するため、コリンズの写しのほか、「竣工時の工事工程表の写し」を添付してください。 ② コリンズだけでは求める施工実績が確認できない場合やコリンズ竣工登録が無い場合、工事の請負契約書及び設計図書の写し。 注1）工事名、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工経験（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分（平面図、構造図、数量総括表等）を添付してください。 注2）工事完了が確認できる書類（「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）」）及び配置予定技術者の従事実績を確認できる書類（発注者による証明書）を併せて提出してください。 ③ ①、②だけでは確認できない場合、類似の施工経験（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる書類。 注1）工事完成図書等を添付してください。 注2）②の工事の請負契約書に基づく工事であることが、確認できる書類を併せて提出してください。 ④ JVでの実績の場合、代表構成員であることが確認できる書類（特定建設工事共同企業体協定書など）。	

エ 定性的技術提案

エ（イ）品質管理の適切性【 /5.0点】

課題	本工事は、浄水処理において重要な役割を担う施設（凝集沈でん池、急速ろ過池、浄水池）を築造するものである。いずれの施設も水処理施設としての水密性と耐久性を有するコンクリートの品質確保が要求される。 このため、池構造部（浄水処理過程の水が接する部分）におけるコンクリートのひび割れ抑制に対する工夫が必要である。 このことへの対応について、次の工夫がみられるかを評価する。
求める工夫	① 材料の工夫。 ② 打設時の工夫。 ③ 養生時の工夫。 ※材料の工夫では、設計図書で指定した材料の変更は対象外とします。 ※打設時とは、トラックアジテータ車の現場到着から表面仕上げまでの各段階です。 ※養生時とは、コンクリート打設から4週（28日）までの期間とします。 ※出来形管理に関する工夫は対象外とします。（出来形管理とは、埼玉県土木工事实務要覧第7「土木工事施工管理基準」に基づく「出来高管理」とします。）

評価基準・配点	良質な材料の調達、現場条件に応じた施工方法の選定など品質確保のための工夫が見られる。	5.0 点
留意事項	1 求める工夫の数について 求める工夫の数は3つとします。 2 提案数について 1 工夫ごとの求める提案数は2つ以内とします。 1 工夫に関する提案の評価は提案順に行います。 なお、2つを超えた提案は記載が無かったものとみなし、履行を求めません。 3 得点について 得点は次式により算定します。 得点＝配点(5.0点)×(加点対象提案数計/求める提案数(6)*) (小数点以下第2位を四捨五入し、第1位止め) *求める提案数(6)＝求める工夫数(3)×1工夫ごとの求める提案数(2) 4 提案内容の記載について 様式の記載例のとおり、提案内容、効果、根拠を簡潔かつ具体的に記載してください。 5 提案内容の評価について 1つの提案に2案以上を記載しないでください。 6 提案する工夫の実施費用について 提案する工夫の実施費用は、設計変更の対象とはなりません。 以下の要件を全て満たす提案を「加点対象」とします。 I 求める提案数を超えていない（求める提案数以内で、提案順に評価する） II 設計仕様（目的物）を変更しない III 設計図書に計上されていない IV 求める工夫に該当する V 同趣旨の提案が他にない（同じ評価項目内で同趣旨の提案がないこと） VI 受発注者の判断で実現可能である（警察等関係機関との新たな協議は不要で、現場条件上も実現が可能である） VII 受注者が主体的に取り組むべき事柄である VIII 関係法令・基準等に抵触していない IX 独自の提案である（設計図書、関係法令、技術基準等に施工に際して実施すべきと定	

	められている事柄や、既に一般化されている手法ではないもの。なお、技術基準等とは埼玉県工事实務要覧の共通仕様書に規定された「適用すべき諸基準」や公益社団法人土木学会等が発行しているマニュアルや要領の類のことである) X 提案の内容が具体的である(方法、使用材料、使用箇所・範囲・高さ、時期、基準値、使用量等が提出資料のみで確認できること。) ※NETIS資料やカタログを転記するだけでなく、現場条件に応じた具体的記載を行うこと。 X I 具体的な効果が確認できる(提出資料のみで確認できること) X II 周辺環境等に悪影響を及ぼす可能性が見当たらない X III 加点しない特段の理由が見当たらない
提出資料	1 様式エ(技術提案型Aタイプ)
	2 添付資料 説明図表(必要に応じて、A4判2枚程度)。

エ（ウ）安全管理の適切性【 /5.0点】

課題	本工事では、多くの作業員が工事区画内の各所で資機材搬入搬出や工事機械による施工に従事する。また、水処理施設の地下部分建設における掘削や資機材吊卸し作業では、工事進捗に伴う死角が生じやすい。 このため、作業員と資機材や工事機械との接触による事故を防止するための安全管理が求められる。 このことへの対応について、次の工夫がみられるかを評価する。
求める工夫	① 作業員と資機材や工事機械との接触回避のための工夫

評価基準・配点	安全管理を高めるための工夫が見られる。	5.0 点
留意事項	1 求める工夫の数について 求める工夫の数は1つとします。 2 提案数について 1 工夫ごとの求める提案数は2つ以内とします。 1 工夫に関する提案の評価は提案順に行います。 なお、2つを超えた提案は記載が無かったものとみなし、履行を求めません。 3 得点について 得点は次式により算定します。 得点＝配点(5.0点)×(加点対象提案数計/求める提案数(2)*) (小数点以下第2位を四捨五入し、第1位止め) *求める提案数(2)＝求める工夫数(1)×1工夫ごとの求める提案数(2) 4 提案内容の記載について 様式の記載例のとおり、提案内容、効果、根拠を簡潔かつ具体的に記載してください。 5 提案内容の評価について 1つの提案に2案以上を記載しないでください。 6 提案する工夫の実施費用について 提案する工夫の実施費用は、設計変更の対象とはなりません。 以下の要件を全て満たす提案を「加点対象」とします。 I 求める提案数を超えていない(求める提案数以内で、提案順に評価する) II 設計仕様(目的物)を変更しない III 設計図書に計上されていない IV 求める工夫に該当する V 同趣旨の提案が他にない(同じ評価項目内で同趣旨の提案がないこと) VI 受発注者の判断で実現可能である(警察等関係機関との新たな協議は不要で、現場条件上も実現が可能である) VII 受注者が主体的に取り組むべき事柄である VIII 関係法令・基準等に抵触していない IX 独自の提案である(設計図書、関係法令、技術基準等に施工に際して実施すべきと定められている事柄や、既に一般化されている手法ではないもの。なお、関係法令とは労働安全衛生法及び関係省令や建設工事公衆災害防止対策要綱の類のことである) X 提案の内容が具体的である(方法、使用材料、使用箇所・範囲・高さ、時期、基準値、使用量等が提出資料のみで確認できること。) ※NETIS資料やカタログを転記するだけでなく、現場条件に応じた具体的記載を行うこと。 X I 具体的な効果が確認できる(提出資料のみで確認できること) X II 周辺環境等に悪影響を及ぼす可能性が見当たらない X III 加点しない特段の理由が見当たらない	

提出 資料	1 様式エ（技術提案型Aタイプ）
	2 添付資料 説明図表（必要に応じて、A4判2枚程度）。

キ 企業の技術能力

キ（エ）ISO9001の取得【 /1.0点】

評価 基準 ・ 配点	ISO9001を取得している。	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	1 様式キ（エ） 注1）入札公告日時点において、入札参加者がISO9001を取得している場合に評価します。 注2）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
	2 添付資料 ① 認証登録証の写し（有効期限内にあるもの）。 ② 本社、支店などの上位組織で一括して認証登録をしている場合は、入札に参加する営業所が認証取得の対象に含まれていることを示す資料（①の書類で確認できない場合添付すること）。	

キ（オ）登録基幹技能者の配置【 〓0.5点】

評価基準・配点	本発注工事に係る元請負人又は一次下請負人が配置する現場従事者（元請負人の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者を含む）を除く。）として、所定の建設技能を有する登録基幹技能者を配置する。	0.5 点
	上記に該当しない。	0 点
提出資料	1 様式キ（オ） 注１）工事仕様書の本工事費内訳書又は工事数量総括表に記載された工種のいずれかに「登録基幹技能者」を配置する場合に評価します。 注２）工事仕様書の本工事費内訳書又は工事数量総括表の工事区分、工種、種別、細別、規格に記載がない名称を技術資料に記載した場合は、評価しません。 注３）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（２）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。 注４）公告日時点において、建設業法施行規則第１８条の６の規定により登録された「登録証」に記載されている「登録基幹技能者講習の種目」にある登録機関技能者を評価対象とします。	
	2 添付資料 なし	

キ（カ）労働災害防止対策【 〓1.0点】

評価基準・配点	建設業労働災害防止協会へ加入している。	1.0 点
	建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）を導入している。	1.0 点
	上記のいずれにも該当しない。	0 点
提出資料	1 様式キ（カ） 注1）該当する実績を1つ選んで提出してください。 注2）入札公告日時点において、入札参加者が建設業労働災害防止協会に加入している場合に評価します。 注3）入札公告日時点において入札参加者が建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）を導入している場合に評価します。 注4）JV（経常・特定）の評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
	2 添付資料 ① 建設業労働災害防止協会へ加入している場合 建設業労働災害防止協会の加入証明の写し。 ただし令和6年度以降に発行されたもの。 注1）証明日が入札公告日を過ぎている場合、入札公告日時点において加入していることがわかるもの（入札公告日を含む期間の会費納入通知書及び会費を払い込んだことを証明する領収書の写しなど）を併せて添付してください。 ② 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）を導入している場合、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認定証の写し。	

コ 企業の社会的貢献度

コ（オ）カーボンニュートラルの取組【 /0.5点】

評価基準・配点	次のいずれかに該当する。 ① 国土交通省が認定した低炭素型建設機械またはG X建設機械を当該工事に使用する。 ② 当該工事で使用する建設機械等にバイオ燃料を使用する。	0.5 点
	上記に該当しない。	0 点
提出資料	1 様式コ（オ） 注1）①で評価対象となる建設機械は、国土交通省のホームページにて公表されている低炭素型建設機械およびG X建設機械とします。自社保有に限らず、リース及び下請け保有の建設機械の使用も可とします。 使用機械の機種、使用工種、使用期間等は指定しません。 ・低炭素型建設機械： https://www.mlit.go.jp/common/001466296.pdf ・G X建設機械： https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/content/001737665.pdf 注2）②で対象となるバイオ燃料は軽油代替燃料であるB 5 軽油又はG T L 軽油とし、使用可能な建設機械等において、使用する総燃料の半量以上を活用する場合に評価します。 使用機械の機種、使用工種、使用期間等は指定しません。	
	2 添付資料 なし	

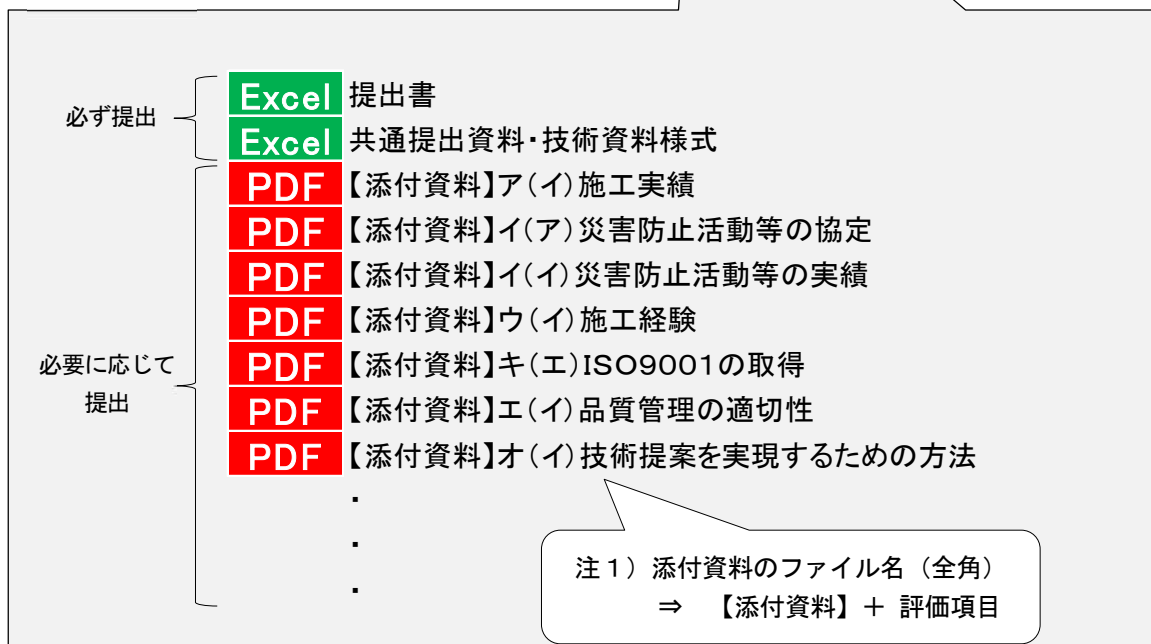
『提出書』及び『技術資料』の提出イメージ

《すべての入札参加者が提出》

電子媒体（CD-R）



CD-R



注1) 技術資料提出様式(Excel)にコピー＆ペースト用のファイル名があるのでご活用ください。